

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

第1 調査事項

過疎適用外における町の財政状況について

第2 調査期日及び場所

平成30年	3月	9日(金)	役場3階	委員会室
	5月	9日(水)	役場3階	委員会室
	6月	8日(金)	役場3階	委員会室
	6月	15日(金)	役場3階	委員会室
	7月	11日(水)	渡島管内	茅部郡鹿部町 道の駅しかべ間歇泉公園 研修棟
	9月	7日(金)	役場3階	委員会室
	11月	20日(火)	役場3階	委員会室

第3 参加者

委員長 加藤 宏一 副委員長 飯島 勝
委員 和田 鶴三 秋間 紘一 細井 文次 森本 真隆
総務企画課 地方創生担当課長 石垣 好典
事務局 総務係長 宇佐見 和重

第4 調査の経過

過疎法は、人口減少に伴う地域社会の活力低下を防ぐことを目的に昭和45年に制定され、以来10年単位の時限立法が四次にわたり更新されてきました。現行法の「過疎地域自立促進特別措置法」制定時の指定要件は、昭和35年から平成7年までの35年間で人口減少率が30%以上、平成8年から平成10年の財政力指数の平均が0.42以下などが要件で、要件を満たすと過疎地域に指定され、国が返済額の7割を負担する過疎債、国の補助金の嵩上げ、金融・税制措置が活用でき、財政面や地勢面での不利条件を大きく改善することが可能であるため、指定された団体においては、過疎制度を活用したまちづくりが行われている。

1. 過疎対策の沿革

- (1) 過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月から昭和55年3月まで)
- (2) 過疎地域振興特別措置法 (昭和55年4月から平成2年3月まで)
- (3) 過疎地域活性化特別措置法 (平成2年4月から平成12年3月まで)
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月から平成22年3月まで)
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正 (平成22年4月から平成28年3月まで)
- (6) 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正 (平成24年6月から平成33年3月まで)

2. 本町の過疎法の沿革

昭和 45 年当初から平成 11 年度末（経過措置：平成 16 年度末まで過疎債の発行が可）まで過疎法の指定がなされ、以来 19 年間にわたり指定対象外となっている。

3. 過疎法適用外小規模町村連絡会議の取組状況

平成 24 年 11 月 2 日に設立され、全国の過疎地域自立促進特別措置法の適用外となっている概ね人口 1 万人未満で財政力指数 0.8 未満の参加希望町村を募り、活動内容として、

1. 準過疎的支援措置の要請活動
2. 元気なまちづくりへの意見・情報交換など

を行うこととし、平成 30 年 4 月 1 日現在で 37 団体の賛同を得て、小林町長が代表世話人となり、各関係機関に対し、過疎法適用外町村の現状と均等ある支援の要望がなされている。

第 5 調査の概要

過疎法適用外小規模町村連絡会議が結成され、賛同町村である渡島管内 茅部郡鹿部町に出向き過疎法適用外での町財政の現状、公共事業に対する取組などを視察した。

○鹿部町の概要

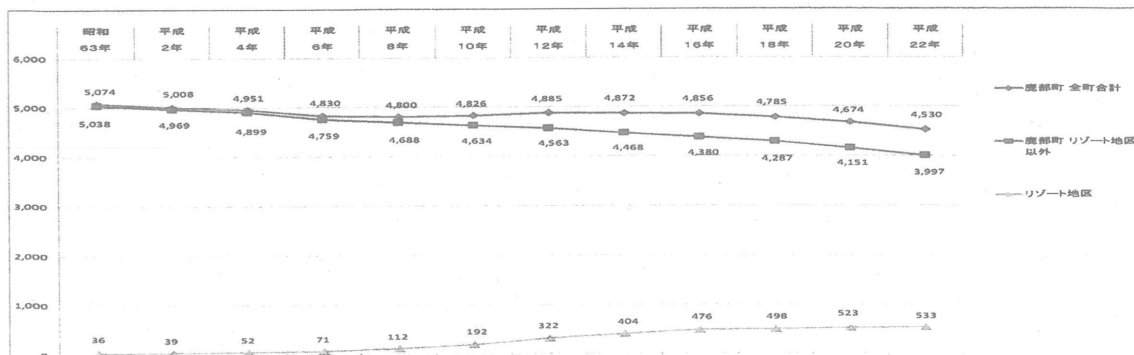
(1) 人口

昭和 58 年 12 月に「村」から北海道で 156 番目の「町」となり、人口は、昭和 60 年の国勢調査の 5,107 人をピークに以降減少したものの、リゾート地区の開発により昭和 63 年の 36 人から平成 22 年の 533 人へと民間主導により、居住者の口コミや開発業者の努力により定住する人が増えてきた。町内人口は、平成 27 年国勢調査においては、4,226 人となっているが平成 30 年 8 月 1 日の住民基本台帳では 3,974 人となり 4,000 人を割り込む状況となっている。人口増の要因として、昭和 40 年代に大和ハウス工業株式会社の社長が鹿部町を訪れ、リゾート開発構想の提案がなされ、大和ハウス主導により宅地開発及びゴルフ場、テニス場、ROYAL ホテルなどが整備された。住宅造成では、敷地 243 万㎡、総区画数 2,344 区画、宅地販売率 98.4%、定住者と別荘の使用人となっており、245 棟に 532 名が居住し、全町民に対しての住民比率は、13.6%となっている。

人口の推移(住民基本台帳)

区分	昭和 63年	平成 2年	平成 4年	平成 6年	平成 8年	平成 10年	平成 12年	平成 14年	平成 16年	平成 18年	平成 20年	平成 22年
鹿部町 全町合計	5,074	5,008	4,951	4,830	4,800	4,826	4,885	4,872	4,856	4,785	4,674	4,530
鹿部町 リゾート地区	36	39	52	71	112	192	322	404	476	498	523	533
鹿部町 リゾート地区以外	5,038	4,969	4,899	4,759	4,688	4,634	4,563	4,468	4,380	4,287	4,151	3,997

※出典：鹿部町 第5次鹿部町総合計画(平成25年3月策定)より



(2) 財政状況

近年、地方交付税の減額などにより一般財源が減少し、経常収支比率が上昇している。これは、本町においても同様だが人件費、扶助費、公債費の毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合で地方自治体の裁量的事業が減少する事を意味している。懸案事業として、庁舎の耐震対策、幼稚園（認定こども園）及び南渡島消防事務組合 鹿部署の建替が必要となっているが、事業実施の財源対策が課題となり、又、基金は、赤字補てんに当てることとしている。

財政状況

(単位：千円、%)

団体名	年度	住基人口 翌年 1月1日現在	財政力 指数	標準財政 規模	歳入 総額	歳出 総額	実質 収支	単年度 収支	実質 単年度 収支	経常収支比率			地方債 現在高	債務負担 行為残高	積立金 現在高	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	
										うち 人件費	うち 扶助費	うち 公債費								
鹿部町	H28	4,082	0.253	1,866,151	3,125,440	2,999,355	125,529	21,291	21,430	94.9	26.0	3.9	13.5	2,857,540	104,259	2,325,386	-	-	4.2	-
	H27	4,135	0.247	1,910,406	3,185,875	3,017,042	104,238	62,473	62,757	92.3	23.3	3.9	12.6	2,942,087	105,171	2,246,279	-	-	4.5	-
	H26	4,237	0.246	1,814,830	3,013,589	2,903,351	41,765	1,099	1,389	93.0	25.1	3.5	16.3	2,959,157	123,322	2,376,787	-	-	5.4	-
	H25	4,311	0.248	1,860,538	3,654,409	3,613,743	40,666	▲ 23,882	▲ 22,712	91.4	24.8	3.2	15.9	2,906,097	92,744	2,390,521	-	3.61	6.0	-
	H24	4,378	0.251	1,842,907	2,717,486	2,653,138	64,348	13,228	13,702	88.1	24.7	3.9	15.5	2,620,605	89,455	2,614,345	-	-	6.8	-
土幌町	H28	6,236	0.266	4,377,422	8,373,612	8,108,414	241,843	41,076	142,206	89.6	25.3	3.0	14.1	7,430,670	61,869	5,365,326	-	-	3.7	-
	H27	6,326	0.255	4,468,908	7,523,386	7,297,919	200,767	23,863	124,989	87.0	26.1	2.6	13.3	6,885,598	84,687	5,255,118	-	-	3.9	-
	H26	6,395	0.247	4,494,326	7,054,542	6,869,183	176,904	▲ 8,117	▲ 7,253	88.2	26.8	2.7	16.3	6,520,045	97,445	5,123,207	-	-	4.7	-
	H25	6,444	0.240	4,808,829	7,507,427	7,241,265	185,021	▲ 78,646	122,214	81.5	24.4	2.3	16.7	6,643,648	114,664	5,200,447	-	-	5.7	-
	H24	6,523	0.235	4,845,767	7,220,289	6,820,138	263,667	45,745	96,593	81.0	23.7	2.3	17.0	6,964,959	129,749	4,888,689	-	-	6.6	-

(3) 過疎法の適用要件

○過疎地域自立促進特別措置法の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）

平成 27 年国勢調査反映 適用期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

【指定要件】

■人口要件

- ①昭和 45 年～平成 27 年（45 年間） 人口減少率 32%以上
- ②昭和 45 年～平成 27 年（45 年間） 人口減少率 27%以上かつ平成 27 年高齢者比率 36%以上
- ③昭和 45 年～平成 27 年（45 年間） 人口減少率 27%以上かつ平成 27 年若年者比率 11%以下
- ④平成 2 年～平成 27 年（25 年間） 人口減少率 21%以上

※①～③は、平成 2 年から 25 年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。

■財政力要件

- H25－H27 財政力指数 0.50 以下
- 公営競技収益 40 億円以下

【鹿部町の状況】

人口			人口増減率		高齢者 人口/比率 (65歳以上)		若年者 人口/比率 (15～29歳)		財政力 指数 (H25～27)
S45	H2	H27	H27/S45	H27/H2	H27	比率	H27	比率	
4,636	4,979	4,226	△8.8%	△15.1%	1,518	35.9%	521	12.3%	0.25

【主な要因】

町の主要産業の水産漁業者（第1次産業人口）が減少していく中でリゾート地区の定住者人口が増加し、人口要件で非該当となっている。

第6 所感

本町は、昭和45年に議員立法として制定された過疎地域対策緊急特別措置法において過疎地域に指定されて以来、3次にわたる過疎法で30年間指定を受け、法に基づく支援施策である過疎対策事業債（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置）等を活用して、住民生活に欠かすことのできない、道路、水道・下水道、団地整備、医療・福祉施設などの生活基盤の整備や過疎地域等の条件不利地域が対象となる国庫補助事業を活用して農村地域産業の振興につながる事業を行いながらまちづくりが進められてきた。その結果として、全国的な人口減少の中において一定程度の歯止めがかかり、現行法である平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法において、過疎地域の要件に非該当となった。

過疎団体を卒業して以来、優遇措置を受けられないなかで定住対策の促進や農村地域産業の振興など積極的に施策を展開しながら地域振興に努められているが、過疎地域と同等規模の本町においても人口減少が続いており、若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の従事者の減少、地域社会や産業を支える担い手不足など、財政基盤の脆弱さが続く中で解決しなければならない多くの課題が山積している。

小規模自治体である本町の人口が減少する中で持続可能なまちづくりを推進するためには、過疎法の卒業団体に対する新たな枠組みを用いなければ、地域社会の縮小が加速することが懸念される。地域の実情や窮状とともに提言を取りまとめ国や関係国会議員へ粘り強く訴えて、新たな支援を受けられることを切望する。